

減免対象となる障がいの範囲は下記のとおりです。

障害名	区分	障がいのある人 本人が運転する場合	生計同一者又は常時 介護者が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級の1	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	対象外
	上肢機能障害	1級、2級	
	下肢機能障害	1級～6級	1級～3級
	体幹機能障害	1級～3級、5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢 移動	1級、2級 1級～6級
	内部障害	心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級、3級
		免疫	1級～3級
		肝臓	1級～3級
療育手帳		A	
精神障害者保健福祉手帳		1級	

※戦傷病者手帳をお持ちの場合、上記と同様に自動車税については県財務事務所、軽自動車税については、市役所市民税課にお問い合わせください。